

広告物表示のルール

次の地域や物件には屋外広告を表示することはできません

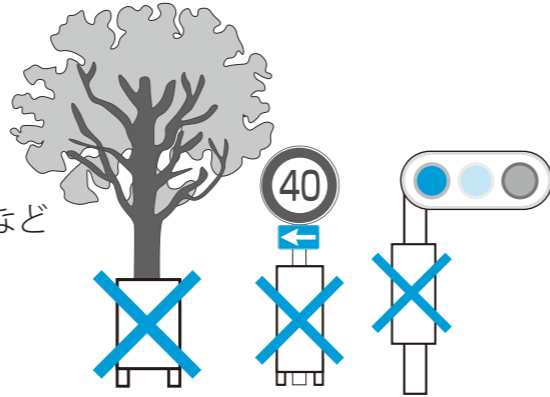
▶ 禁止地域

< 広告物を表示してはいけない、または表示する際、特に厳しい規制が設けられた地域 >
 都市公園、駅前広場、公共施設、社寺、高速道路の両側 500 m、一般国道・一般県道の両側 300 m など

→ 禁止地域を除く市内全域が許可地域となります。

▶ 禁止物件

< 広告物を表示してはいけない物件 >
 電柱、街路樹、信号機、標識、地下道、街灯、歩道橋など



屋外広告物表示許可申請について

▶ 表示許可申請

< 表示許可とそれに伴う許可手数料が必要です >

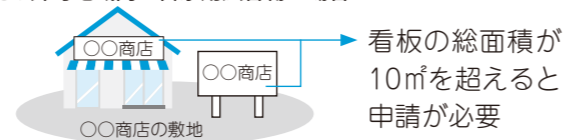
【自家用広告】

- 1 敷地内での総表示面積が
- 許可地域内で、
10㎡を超えるもの ⇒ 許可申請が必要
10㎡以下のもの ⇒ 許可申請は不要
 - 禁止地域内で、
5㎡を超えるもの ⇒ 許可申請が必要
5㎡以下のもの ⇒ 許可申請は不要

【その他の広告物（案内広告、一般広告）】

原則すべてのものに許可申請が必要です。
 ※ 禁止地域には設置できません。
 （一部例外あり）

例えば許可地域内の自家用広告物の場合…



ポスターやのぼり等の広告物も許可申請が必要です。

※ 広告物が表示できる面積や高さには制限があります。
 ※ 手数料は、広告の大きさや個数によって異なります。

▶ 許可期間

< 広告物の種類や管理者によって許可期間が異なります >

- 1 耐久性がある広告板、広告塔等で資格取得者が管理者となるもの ⇒ **3年**
- 2 ポスター、立看板、のぼり、横断幕など ⇒ **1カ月**
- 3 その他の広告物 ⇒ **1年**

許可期間終了後には、再度申請が必要となります。

問合せ 都市政策課 ☎ 22-8137

！ 違反広告について

条例に違反しているポスターなど簡易な広告物については発見次第撤去します。

また児童・生徒の安全な通学路を確保するため、夏休み明けまでに、通学路に設置されている立看板やのぼりの徐却活動を優先的に実施します。ご協力をお願いします。

詳しくは都市政策課までご連絡ください。

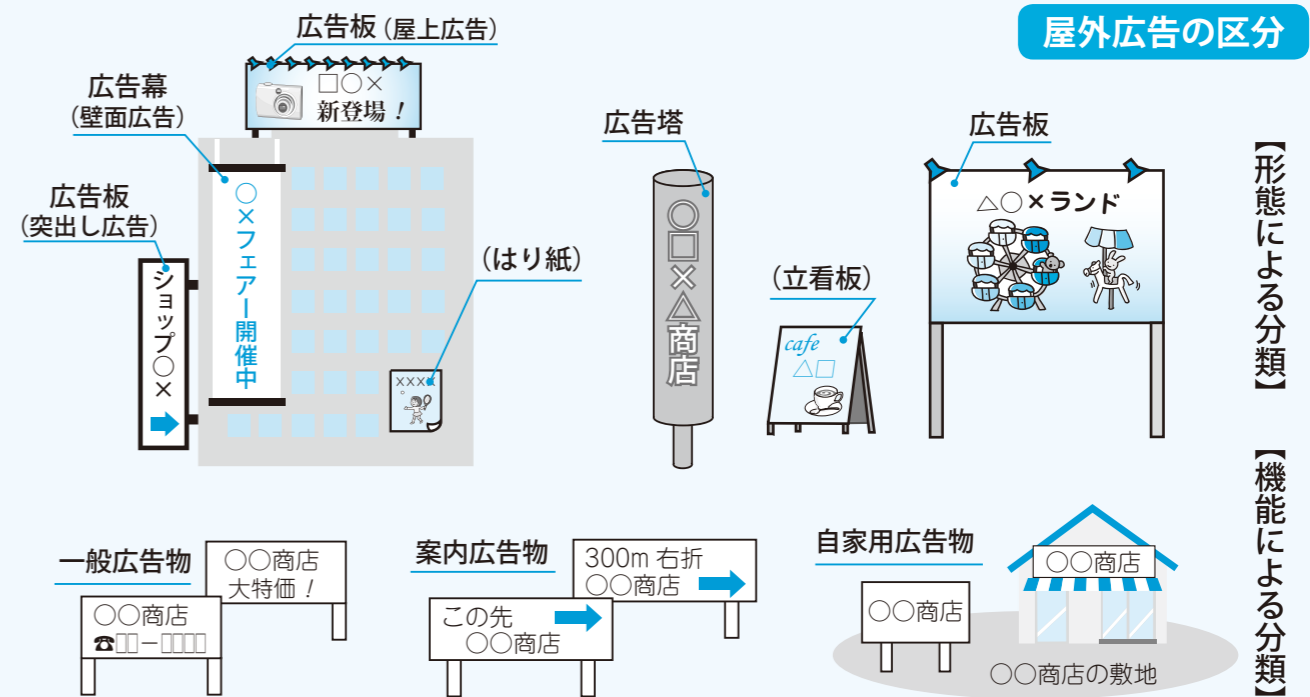
9月1日～10日は「屋外広告物適正化旬間」です

国土交通省では、平成22年度から屋外広告物適正化旬間を設けました。この期間を中心に、前後1カ月の間で、屋外広告物適正化に関する取り組みを全国で展開しています。

ポスターや看板などの屋外に表示する広告物は、「屋外広告物法」により規制されています。そのため、屋外広告物を設置する場合は、場所や広告物の大きさによって市長の許可が必要となります。屋外広告物は、日常生活の中でさまざまな情報を提供してくれませんが、ルールが守られないと、景観や安全上の問題が出てきます。美しく安全なまちづくりのため、屋外広告物の規制にご協力ください。

知っていますか？ 屋外広告のルール

～屋外広告のルールを守り、美しい景観をつくりましょう～



【形態による分類】

【機能による分類】

屋外に広告物を表示（設置）する際は、市長の認可（申請手続き）が必要です。

屋外広告物とは？

屋外で公衆に対し、常時または一定の期間継続して表示される広告板、はり紙、のぼりなどをいいます。内容が営利的なもの、非営利的なもの、どちらも屋外広告物に該当します。単なる絵画や写真で営利目的と関係がないものであっても、屋外広告物に該当します。

また屋外広告物は、上の図のように「形態による分類」と「機能による分類」に区分されます。

なぜ規制するの？

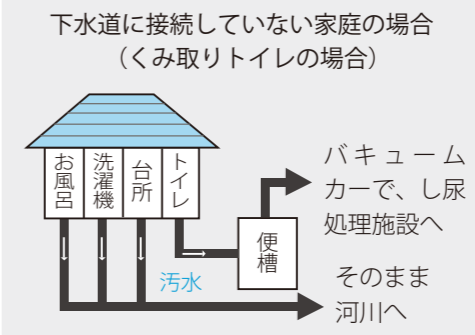
- 1 良好な景観の形成、風致（自然のおもむき）の維持
 屋外広告物が無秩序に設置されることで、周辺景観との調和を欠いた景観とならないようにするため
- 2 公衆に対する危害の防止
 倒壊・落下等の事故や信号・標識の見通しを妨げるといった問題を防ぐため

下水道の役割

皆さんが毎日当たり前に使っている下水道。この下水道は地下にあり、皆さんが日常生活で目にするのはほとんどありません。しかし下水道はわたしたちの毎日の快適な生活を支えてくれる「縁の下の力持ち」なのです。今回は、そんな下水道の役割を紹介します。

役割① 海や川をきれいにします

下水道に接続していない家庭の場合、下の図のように、汚れた生活排水が河川へ流れてしまいます。下水道に接続すれば家庭からの汚水は浄化センターで浄化され、きれいになってから海や川へ流されます。



役割② 快適な水洗トイレが使えます

くみ取りトイレは非衛生的で、臭いの原因となります。下水道が整備されれば、浄化槽なしで清潔で快適な水洗トイレを使用することができます。

役割③ 街を清潔にします

家庭や事業所などから出された汚水が側溝などにたまると、臭いがしたりハエや蚊などが発生したりします。下水道が整備されれば、そうした事がなくなり快適な生活ができます。

下水道が整備された区域の方は、できるだけ早く下水道への接続をお願いします。

10月1日から

下水道使用料金が変わります

昨年設置された下水道使用料改定検討委員会で、市の下水道事業経営状況や下水道使用者の負担状況を踏まえながら慎重に検討した結果、今年の10月1日から下水道使用料金が次のとおり変更となります。

下水道使用料金新旧対照表

【一般汚水（2カ月につき）】

使用料金区分（㎡）	現行単価（税抜）円	新単価（税抜）円
0～20 基本料金	1,700	1,900
21～40	95	105
41～60	115	125
61～80 超過料金（1㎡につき）	135	145
81～100	155	165
101～200	180	190
201～	200	210

【浴場汚水（2カ月につき）】

使用料金区分（㎡）	現行単価（税抜）円	新単価（税抜）円
0～20 基本料金	1,700	1,900
21～40	95	105
41～60 超過料金（1㎡につき）	115	125
61～	45	47

料金改定の経緯

敦賀市では、平成20年にはじめて下水道使用料金の改定を行いました。この改定では、市民の皆さんの負担増を考慮して、必要な経費に見合う水準までの引き上げは見送られました。使用料改定検討委員会から、「今回の料金はおおむね3年間で、早い時期に再改定の必要性について検討すること」との答申がありました。この答申を受け、昨年設置された下水道使用料改定検討委員会で慎重に検討を行った結果、今回の料金改定となりました。

改定後の一般汚水の使用料金を県内の市と比べると、基本料金については、県内で一番安くなっています。2カ月で40㎡を使用した場合で比べると、県内で2番目に安い料金となっており、決して高い金額とはなっていません。

下水道使用料金は高いの？

例えば2カ月で40㎡使用した場合…（一般汚水）

現行料金 3,780円（税込）

↓

新料金 4,200円（税込）

◎ 420円の負担増

現在の使用料金よりも、平均で7.9%値上がりします。

どのくらい料金が変わるの？

皆さんのご理解とご協力をお願いします

下水道は、市民の皆さんの生活に欠かすことのできないものです。皆さんに安心して継続的に使用していただくためには、今後も使用料については検討を続けていきます。厳しい経済情勢の中、皆さんには負担をおかけしますが、市ではこれまで以上に事業の効率化と経費の節減に努めていきます。ご理解とご協力をお願いします。

問合せ

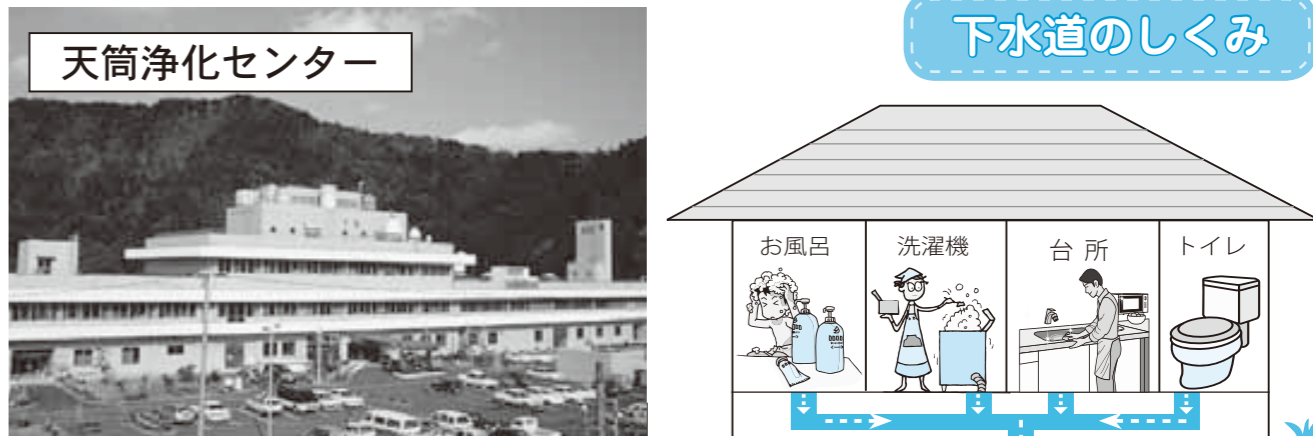
【下水道に関する問合せ】

下水道課 ☎22-8147

【料金に関する問合せ】

上下水道サービス課 ☎22-8143

下水道のしくみ



天筒浄化センター



浄化された水は敦賀湾へ流されます

処理した水に消毒剤を加え安全で無害な水にする

汚水に含まれる汚泥を除去

浄化センターに集まった汚水は、さまざまな微生物の働きと多くの設備を使い浄化されます。



水処理施設

天筒浄化センターを見学してみませんか？

「私たちが流した汚水はどうなるの」「きれいになった水を見たい」「学校の研究課題にしたい」こんなときは、ぜひ天筒浄化センターにお越しください。下水道課職員がセンターの中をご案内します。

希望の方は下水道課までお電話ください！

